

研究ノート

アメリカ刑事判例研究 (47)

小早川義則

Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483
(1954年5月17日)

人種だけを理由とする州の公立学校での白人の子供と黒人の子供との分離は、たとえ物理的施設その他の有形要素が白人の学校と黒人の学校で平等であるとしても、第14修正によって保障されている“法の平等保護”を黒人の子供に否定するものである。

ウォーレン首席裁判官が全員一致の法廷意見を言い渡した。

【事実の概要】

以下の4件の事案がカンザス、サウス・カロライナ、ヴァージニアおよびデラウェアの各州からわれわれに上訴されている。それらは異なる事実と異なる地方状況を前提にしているが共

通の法律問題があるのでそれらを一括してこの合併意見 (consolidated opinion) において検討することとする¹⁾。

脚注1 カンザス州の事案であるブラウン判決 (Brown v. Board of Education) での原告は、Topekaに居住する小学校学齢 (elementary school age) の黒人の子供たちである。彼らは、1万5千人以上の人口を擁する市 (cities) での黒人の生徒と白人の生徒を分離した (separate) 学校の維持を要求しないしそれを認容しているカンザス州法の執行停止 (enjoin enforcement) を求めてカンザス州地区合衆国地方裁判所に本件訴訟を起こした。Topeka教育委員会は、前記制定法に従って、白人と黒人を分離した小学校を建設することを決めていた。しかし、同じコミュニティにある他の公立学校 (public school) は分離しないという方針に基づいて (nonsegregated basis) 運営されている。28 U.S.C. §§2281 および2284に従って召集された (convened) 3人の裁判官から成る地方裁判所は、公教育での分離は黒人の子供に好ましくない影響 (detrimental effect) を与えると認めた、しかし黒人と白人の学校は建物、輸送機関 (transportation)、カリキュラムおよび教員の教育資格に関し事実上平等 (substantially equal) であるという理由で救済を否定した。本件は28 U.S.C § 1253に従って当裁判所に直接上訴されている。

サウス・カロライナ州の事案であるBriggs v. Elliottでの原告は、Clarendon郡に居住する小学校とハイスクールに通う黒人の子供たちである。彼らは、公立学校での白人と黒人の分離を要求する州の憲法および制定法の中にある規定の執行停止を求めてサウス・カロライナ州東部地区合衆国地方裁判所に本件訴訟を起こした。28 U.S.C. §§2281および2284に従って召集された3人の裁判官から成る地方裁判所は、求められた救済を否定した。同裁判所は、黒人の学校は白人の学校より (設備等が) 劣っていると認め、設備等を直ちに平等にするよう被告人に命じた。しかし同裁判所は、争われている規定の有効性を支持して設備の平等化計画を推進する間

に白人学校への入学を求める原告の主張を退けた。当裁判所は、地裁判断を無効とし施設の平等化計画に従ってなされた進行状況に関して被告人によって提出された報告書に関する裁判所の見解を得るために事件を差し戻した。差し戻を受けた地裁は、建物を除き実質的な平等はすでに達成されている、そして被告人はこの（建物の）不平等についても同様に修復中（rectify）であると認めた。本件は再び28 U.S.C. §1253に従って当裁判所に直接上訴されている。

ヴァージニア州の事案であるDavis v. County School Boardでの原告は、Prince Edward郡に居住するハイスクール学齢の黒人の子供たちである。彼らは、公立学校での黒人と白人の分離を要求する州の憲法および制定法の中にある規定の執行停止を求めてヴァージニア州東部地区合衆国地方裁判所に本件訴訟を起こした。28 U.S.C. §§2281および2284に従って召集された3人の裁判官から成る地方裁判所は、求められた救済を否定した。同裁判所は、黒人の学校は物理的施設、カリキュラムおよび輸送機関において白人の学校より劣っていると認め、そして直ちに実質的に平等なカリキュラムと輸送機関を提供し“物理的施設での不平等を除去”するためにあらゆる合理的努力を払うことを被告人に命じた。しかし、同裁判所は、サウス・カロライナ州の事案におけるように、争われている規定の有効性を支持し平等化計画を推進する間にも白人学校への入学を求める原告の要求を退けた。本件は28 U.S.C. §1253に従って当裁判所へ直接上訴されている。

デラウェア州の事案であるGebhart v. Beltonでの原告は、New Castle郡に居住する小学校とハイスクール学齢の黒人の子供たちである。彼らは、公立学校での黒人と白人の分離を要求する州の憲法および制定法にある規定の執行停止を求めてデラウェア州エクイティ裁判所（Court of Chancery）に本件訴訟を起こした。エクイティ裁判所長（Chancellor）は原告に有利な判断を下し、黒人の学校は教員の訓練、生徒と教員の比率、課外教育活動、物理的施設等において白人の学校より劣っているとの理由に基

づいて今まで白人の子供にのみ通学が認められている学校への入学を直ちに認めるよう命じた。エクイティ裁判所長はまた、分離それ自体が黒人の子供に対し白人の教育より劣った教育をもたらしていることも認めた。同裁判長の命令（decree）はデラウェア州最高裁によって支持された、しかし、同最高裁は、黒人の学校と白人の学校との平等化が達成された後で被告人は命令の修正を求めることができることを示唆（intimated）していた。これに対し被告人は、デラウェア州裁判所が黒人の原告に白人の学校への即時の入学を認める命令を下したことに誤りがあると主張して当裁判所に上告受理を求めた。この上告受理は認められた。

【法廷意見】

これら事案のそれぞれにおいて黒人の未成年者は、彼らの法律上の代理人を介して、彼らのコミュニティでの黒人と白人を分離しない公立学校への入学を獲得する際に裁判所の援助を求めている。これら事案のそれぞれにおいて彼らは、人種による分離を要求ないし許容する法の下で白人の子供が通っている学校への入学を否定されてきた、このような分離は第14修正の下での法の平等な保護を原告から奪ったと主張していた。デラウェア州の事案以外の各事案において、3人の裁判官から成る連邦地方裁判所は、プレッシー判決（Plessy v. Ferguson, 163 U.S. 537）において当裁判所によって宣告されたいわゆる“分離すれども平等（separate but equal）”の理論に従って原告に対する救済を退けた。この理論に従って、たとえそれらの施設が分離されていたとしても事実上平等の施設が兩人種に提供されているとき取扱いの平等は提供されているというのである。デラウェア州の事案においてデラウェア州最高裁はこの理論に固執したが、白人の学校は黒人の学校より（施設等が）すぐれているという理由で原告は白人の学校への入学を認められると命令した。

原告は、分離された公立学校は“平等”でないし“平等”にはなりえない、それ故、彼らは法の平等の保護を奪われたと主張する。提示さ

れた問題の重要性を理由に当裁判所は管轄権 (jurisprudence) を認めた。1952年の開廷期に弁論が開かれ、そして当裁判所によって提示された若干の問題に関し再弁論が本開廷期に開かれた。なお、合衆国司法長官 (Attorney General) は再弁論時に裁判所の友 (amicus curiae) として参加した。

再弁論は主として第14修正の採用をめぐる1868年における状況に集中した。それは専ら、議会での修正、州による批准、当時存在していた人種分離の慣習、および同修正の支持者と反対者の見解が検討された。このような当時の議論およびわれわれ自身の調査の結果、われわれは、これらの情報 (sources) は若干の光を投げかけるけれどもわれわれが直面している問題の解決には十分でないことを確信するに至った。精々のところ (あるとしても) それは決定的でない。(市民) 戦争後の修正条項について最も熱心な (avid) 支持者は“合衆国において生まれまたは帰化したすべての人”の間にあるあらゆる法的差別を除去することを意図していたことは明らかである。それと同様に彼らの反対者は、明らかに (just as certainly) 修正条項の文言および精神の両者に敵対的 (antagonistic) であり極めて限定的な効果だけをそれに付与しようとした。それ以外の者が連邦議会や州議会において心に抱いていたことを確信を持って判断することはできない。

分離学校に関する同修正の歴史が明確でないさらなる理由は、当時の公教育の地位にある。一般的な税によって裏付けられた無料の普通教育 (free common schools) に向けた運動は南部において未だ行われていなかった。白人の子供の教育は主として民間グループの手中に委ねられていた。黒人の教育はほとんど存在していなかった、そして黒人は事実上そのすべてが文盲だった。実際、黒人の教育は若干の州では法律によって禁止されていた。ところが今日、多くの黒人は、ビジネスや専門的世界においてと同様、芸術や科学の世界においても目覚ましい成功を収めた。第14修正採用時での公教育は北部においてさらに進展していたのは事実である

が、第14修正の北部諸州への影響は議会での討論において一般に無視されていた。北部においてであっても公教育の状況は今日存在するような状況に近づいていなかった。無学年制学校 (ungraded schools) は田園地帯において一般的だった。学期 (school term) は多くの州において1年に僅か3か月だった、義務教育制度 (compulsory school attendance) は事実上知られていなかった。その結果、第14修正の歴史においてその意図した公教育への効果に関しほとんど言及されていないのは驚くべきことでない。

第14修正の採用後まもなくその意味を解釈した (construing) 当裁判所で言い渡された最初の事案において、当裁判所は、黒人に対しすべての州の課している差別 (discriminations) をそれは禁止していると解した⁵⁾。“分離すれども平等”の理論は、教育ではなく交通輸送にかかわる1896年のプレッシー判決まで当裁判所に提示されることはなかった⁶⁾。アメリカの裁判所はそれ以降、半世紀以上もの間この理論に取り組んできた。当裁判所において公教育の分野での“分離すれども平等”の理論にかかわる6件の事案があった。Cumming v. County Board of Education, 175 U.S. 528, および Gong Lum v. Rice, 275 U.S. 78において、この理論自体の有効性は争われなかった⁸⁾。大学院レベルの教育に関する最近の事案すべてにおいて、白人学生によって享受されている特別の便益が同一の教育資格の黒人の学生に否定されていたことで不平等が認められた。Sweatt v. Painter, 339 U.S. 629 ; McLaurin v. Oklahoma State Regents, 339 U.S. 637 ほか。これら事案のいずれにおいても黒人の原告への救済を認めるために同理論を再検討することは必要でなかった。そして当裁判所はSweatt v. Painter, supraにおいて、プレッシー判決が公教育に適用とされるべきか否かの問題に関する判断を明示に留保していたのである。

本件において、この問題が直接提示された。本件では、Sweatt v. Painterとは異なり、かかわりのあった白人の学校と黒人の学校は、建物、カリキュラム、教員の資格や給与その他の物的 (tangible) 要素が平等化されているあるいは平

等化されようとしていたことが下級審において認定されている⁹⁾。われわれの判断は、それ故、従前の各事案でかわりのあった黒人の学校と白人の学校での物的要素の比較だけに目を向けることはできない。われわれはそれに代えて公教育での分離の効果自体に目を向けなければならないのである。(at 492.)

脚注5 *Slaughter-House Cases*, 83 U.S. (16 Wall) 36, 67-72 (1873); *Strauder v. West Virginia*, 100 U.S. 303, 307-308 (1880) :

“それは法のデュー・プロセスによらずに、州は何人からも生命、自由、または財産を奪ったり、その管轄権にある何人に対しても法の平等な保護を否定してはならないと命じている。ここで述べられていることは、州における法は黒人に対しても白人に対すると同一であることを宣言しているにすぎない、すなわち、すべての人は、黒人であれ白人であれ、合衆国の法の前で平等である、そしてこの修正が主として意図した黒人の保護に関し、彼らの肌の色を理由に彼らを差別することは認められるのか？第14修正の言葉は、確かに禁止 (prohibitory) であるが、それらは黒人にとって最も貴重な積極的特権 (positive immunity) ないし権利——黒人として彼らを差別する非友好的な立法を免除 (exemption) される権利——を当然に含んでいる。市民社会において劣っていることを意味し、他の人が享受する権利を享受する権利の保障を軽減し、そして彼らを従属的人種 (a subject race) の状態に格下げする手段となる法的差別を免除される権利を含んでいるのである。”

Virginia v. Rives, 100 U.S. 313, 318 (1880) ; *Ex parte Virginia*, 100 U.S. 339, 344-345 (1880) をも見よ。

脚注6 この理論は、州憲法の平等の保障に違反するとの攻撃に対し学校の分離を支持した *Roberts v. City of Boston*, 59 Mass. 198, 201 (1850) に始まるのは明らかである。ボストンの公立学校での分離は1855年に撤廃された。しかし、それ以外の北部での公教育の分離は最近まで一部のコミュニティで存続していた。その

ような分離は単なる一地方の関心にとどまらず、古くから全国的な問題であったことは明らかである。

脚注8 *Cumming*の事案において黒人の納税者が、被告の教育委員会に黒人の子供に対するハイスクールの運営を同委員会が再開するまで白人の子供に対するハイスクールの運営を中止する禁止命令 (injunction) を求めた。同様に *Gong Lum*の事案において中国系の子供である原告が、州当局が同理論を誤って適用して彼を黒人の子供と分類することによって黒人の学校に通うことを彼に要求していることだけを争った。

脚注9 カンザス州の事案において下級審は、そのようなすべての要素に関する事実上の平等を認めた。サウス・カロライナ州の事案において下級審は、被告 (教育委員会) は“迅速かつ善意で裁判所の命令に従った”手続きを進めていると認めた。ヴァージニア州の事案で下級審は、平等化の計画はすでに進行中 (afoot and progressing) であると指摘した。そしてわれわれはその後に、ヴァージニア州司法長官の再弁論に関する準備書面 (brief) において計画はいま完了したことを知らされたのである。デラウェア州の事案において下級審は、同様に州の平等化計画は十分に進められていると指摘した。

われわれは、この問題にアプローチする際に、第14修正が採用された1868年にあるいはプレッシー判決が書かれた1896年に時計を戻すことはできない。われわれは、全国至る所でのアメリカの生活におけるその全面的発展およびその現在の位置に照らし公教育を考えなければならない。このような方法においてのみ公立学校での分離はこれら原告から法の平等の保護を奪っているかが判断できるのである。

今日、教育は州および地方政府の多分最も重要な機能である。義務教育制および教育への多額の支出はわれわれの民主社会での教育の重要性をわれわれが認めていることを示している。それは、軍隊での兵役 (service) であっても、われわれの最も基本的な公の責任を果たす際に要求されている。それは善良な市民のまさにそ

の基礎である。今日それは子供に文化的価値を目覚めさせ、子供に将来の職業的訓練の準備をさせ、環境に順応する準備を彼にさせる際の主たる装置である。このような今日の状況下に、いかなる子供であっても教育の機会を否定されるのであれば、人生における成功を合理的に期待できるかは疑わしい。そのような機会は、州がそれを提供することを引き受けた場合、それはすべての者に平等な条件で利用させなければならない権利である。

そこでわれわれは、本件で提示された問題に移る、すなわち、専ら人種を根拠とした公立学校での子供の分離は、たとえ物理的施設その他の物的要素が平等であるとしても、少数グループの子供から教育の平等の権利を奪うことになるか？われわれは奪うことになると思ふ。

Sweatt v. Painter, *supra*において分離された黒人に平等の教育の機会を学校は提供できなかったと認めた際に、当裁判所はその大部分を“客観的な測定はできないがロースクールで重要とされる資格に依拠した。” *McLaurin v. Oklahoma State Regents*, *supra*において、白人の大学院に入学を認められた黒人はその他のすべての学生と同じように取り扱われるべきであるとした際に、当裁判所は、再び無形の考慮 (*intangible considerations*)、すなわち、“……他の学生と議論し意見を交換して勉強できる資格、そして一般に、彼の専門的職業を習得する資格 (*ability*)”に訴えた。このような考慮はハイスクールの子供たちにより強く適用される。人種のみを理由に同学年で同じ資格のある子供と彼らを分離するのは、彼らのコミュニケーションでの地位に関して決して取り戻すことのできない (*undone*) 方法で彼らの心身に劣等感を生み出す。彼らの教育の機会に関するこのような分離の影響は、カンザス州の事案において裁判所によって、それにもかかわらず黒人の原告に不利に判断せざるを得ない (*felt compelled to rule against*) とした次のような認定において十分 (*well*) 述べられていた、すなわち

“公立学校での白人と黒人の子供の分離は黒人の子供に好ましくない影響 (*detrimental*

effect) を与える。その影響はそれに法の是認を伴っているときにはより大きい、人種間の分離政策は、通常、黒人グループの劣等性を示すものと解釈されているからである。劣等性の感覚は子供の勉学の動機 (*motivation*) に影響する。それ故、法の是認を伴う分離は、黒人の子供の教育および精神の発達を「遅らす」傾向を有することとなり、人種的に統合された学校制度において受けるであろう利益のいくつかを彼らから奪うことになる。”

プレッシー判決時での心理学的知識の範囲がどのようなものであれ、このような認定は現代の権威者によって十分に支持されている。この認定に反するプレッシー判決でのいかなる文言も拒絶される。

われわれは、公教育の分野において“分離すれども平等”の理論はもはや占める場所がないと結論する。分離された教育施設は内在的に不平等である。それ故、われわれは、原告およびそれに対し本件訴訟が起こされてきたその他の類似の状況にある人は、異議が申し立てられている分離を理由として、第14修正によって保障された法の平等の保護を奪われていると判示する。このように本件を処理するので、そのような分離は第14修正のデュー・プロセス条項にも違反するかの判断は不要となる¹²⁾。(at 495.)

脚注12 第5修正のデュー・プロセス条項に関する *Bolling v. Sharpe*, *post*, p. 497 を見よ。

本件は集団訴訟であり、以上の判断の適用は広範囲に及ぶ、そして地方の状況は多種多様であるので、これらの事案での命令を実施 (*formulation*) する際に相当複雑な問題が提示される。再弁論に関し、相当な救済の判断は当然に第1の問題——公教育における分離の合憲性——の下位にある。われわれは今、このような分離は法の平等の保護の否定であると宣言した。われわれは、命令 (*decree*) を実施する際に当事者の全面的援助をするために本件を審理予定表 (*docket*) に戻すこととする。当事者は

この開廷期と再弁論のために先に当裁判所によって提示された質問に関しさらなる主張をすることが求められる。合衆国司法長官は再び参加することが要請される、公教育での分離を要求しまたは認容する各州の司法長官もその求めにより裁判所の友（*amicus curiae*）として出頭し1954年9月15日までにそのようにすることが認められる、そして1954年10月1日までに準備書面を提出することが認められる。

【研究】

1 本判決は、黒人と白人の分離教育を要求または容認する法律の執行停止を求めて小学校やハイスクールの学齢の黒人の子供たちが代理人を介して提訴した4事件を一括したうえで、たとえ白人の学校と黒人の学校が物理施設等において平等であるとしても第14修正の法の平等な保護（*equal protection of the laws*）に違反するとしたものである。

2 ところで、合衆国最高裁は1896年のプレッシー判決¹⁾において、鉄道車輛を白人と黒人に分離し相互に他の人種用の車輛に入ることを禁止するルイジアナ州法の合憲性が争われた事案につき、車両内の設備等が平等である限り第14修正のデュー・プロセス条項に違反しないとした。1868年の第14修正の目的は両人種の絶対的平等を実施することであったのは間違いないが、場所の分離は一方の人種が他方の人種より劣っていることを意味しないし、それは一般的に各州のポリスパワーの権限内のこととして是認されている。第14修正との抵触にかかわる限りにおいて、白人と黒人を分離するルイジアナ州法は合理的であるかに帰着するが、合理性判断に関し州は種々の要素を考慮して自由に判断できるから第14修正に違反するとはいえないというのである。

それ以降60年以上にわたりアメリカ判例法を支配してきた「分離すれども平等」の論理は、本判決によって正面から変更された。本判決は法の平等保護の規定に違反すると判示したにとどまるが、最高裁は本判決と同じ日に言い渡したボーリング判決²⁾において、コロンビア特

別区での公立学校での分離学校の合憲性が争われた事案につき、第5修正の保障するデュー・プロセスに違反すると判示したため、人種を分離した公立学校は平等保護条項およびデュー・プロセス条項に違反することが明らかにされたのである。

3 そして合衆国最高裁は本件差戻し後の1955年5月31日に言い渡された第2次ブラウン判決³⁾において、1954年5月17日の第1次ブラウン判決は公教育における人種分離は憲法に反するという基本的原理を宣言したにとどまり、どのような救済がなされるべきかの問題が残されているとして、この点につき次のように判示した。

われわれは、この判決の全国的な重要性に鑑み、合衆国司法長官および公教育での人種差別を要求または認容しているすべての州の司法長官にこの問題に関する彼らの見解を明らかにするために口頭弁論に出席するよう求めた。両当事者、合衆国、およびフロリダ、ノース・カロライナ、アーカンサス、オクラホマ、メリーランド、そしてテキサスの各州が口頭弁論に参加した。

彼らの説明（*presentations*）は有益で人種差別のない公教育制度の移行に伴う複雑な問題をわれわれが検討するのに役立った。この説明はまた、人種差別の解消に向けた実質の方策が本件訴訟が提起されたコミュニティの一部においてのみならず、裁判官の友（*amicus curiae*）として出席した州の一部においても、その他の州と同様、すでに実施されていることを明らかにした。実質的な進展がコロンビア地区および本件訴訟とかかわりのあるカンザスおよびデラウェア州での各コミュニティにおいてなされていた。サウス・カロライナとヴァージニア州からの事案での被告人は救済（方法）に関し当裁判所の判断を待っている。

これら憲法原理を完全に実施するには様々に異なった各地方における学校の問題を解決する必要がある。学校当局にはこれらの問題を明らかにし、評価し、そして解決する第一次的責任（*primary responsibility*）がある。このような考

慮が重視される一方で、われわれの1954年5月17日決定への完全な遵守 (full compliance) に向けた被告人に迅速で合理的なスタートを始めることを裁判所は要求できる。効果的な方法でそれらを遂行するためにさらなる時間が必要であることを裁判所は認めることができる。裁判所は、学校建設の物理的状态、学校への輸送体制、人事、人種にかかわらず公立学校への入学を認めるための制度を確立するための学区の再編成や推進計画を解決するために必要な地方の法と規則の見直しなど、教育行政 (administration) にかかわる問題を検討できる。裁判所はまた、移行期の間、これらの問題につき管轄権を有する。

したがって、デラウェア州の事案を除き、下級審判決を破棄し、各地方裁判所に差し戻すこととする。デラウェア州の判決——従前白人の子供にのみ通学が認められていた学校への原告の即入学を命じた——は1954年5月17日付けで述べた理由に基づき維持するが、州最高裁が必要と考えるさらなる手続きのためにデラウェア州最高裁に差し戻すこととする。

4 このようにみてくると、本判決の意義は明らかであろう。その最大の意義は全員一致で“分離すれども平等”の理論を全面的に否定したことである。アメリカでの奴隷制と第14修正のデュー・プロセス条項とのかかわりについてはあらためて別途検討したいと考えている。

注)

- 1) Plessy v. Ferguson, 163 U.S. 537 (1896). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (46)」名城ロースタイル・レビュー第34号 (本号)。
- 2) Bolling v. Sharpe, 347 U.S. 497 (1954).
- 3) Brown v. Board of Education of Topeka, 349 U.S. 294 (1955).

(2015年5月12日稿)

